

## 大田区介護保険条例の一部を改正する条例について

## 1 対象とする条例

大田区介護保険条例（平成12年3月10日条例第22号）

## 2 改正内容

大田区介護保険条例第4条第2項及び第3項並びに第4項を改正する。

## 3 改正する理由

国は、令和元年10月より消費税率を10%に改定し、それに伴う介護保険料の軽減措置を区は昨年、実施したところである。

昨年度は、消費税率が10%になった期間が半年であったことから、半年に相当する介護保険料の軽減措置としたところであるが、本年度は、通年で消費税率が10%となったことから、介護保険料の軽減措置も通年で実施すべく介護保険法施行令の改正が行われ、これに伴い大田区介護保険条例を改正する。

## 4 施行年月日

公布の日から施行する。

## 5 新旧対照表

新	旧
大田区介護保険条例 平成12年3月10日 条例第22号	大田区介護保険条例 平成12年3月10日 条例第22号
第1条から第3条まで（略） （保険料率）	第1条から第3条まで（略） （保険料率）
第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 （1）から（17）まで（略）	第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 （1）から（17）まで（略）
2 前項第1号に掲げる第1号被	2 前項第1号に掲げる第1号被

新	旧
<p>保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1万8,000円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>1万8,000円</u>」とあるのは、「<u>2万8,800円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>1万8,000円</u>」とあるのは、「<u>4万6,800円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条から第20条まで（略）</p> <p>付 則 (<u>施行期日</u>)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>(<u>経過措置</u>)</p> <p>2 <u>改正後の第4条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>2万3,400円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>2万3,400円</u>」とあるのは、「<u>3万7,800円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>2万3,400円</u>」とあるのは、「<u>4万8,600円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条から第20条まで（略）</p>